

## 令和3年度第3回草津市隣保館等運営審議会 議事録

日 時 令和4年3月28日（月） 午後2時00分から4時00分  
場 所 草津市役所 2階 特大会議室 エレベータ側  
出席委員 我孫子委員、伊藤委員、井上委員、内田委員、木村委員、崎山委員、  
佐山委員、清水委員、谷川委員、中川委員、中西委員、丹羽委員、  
藤内委員、水谷委員、森川委員、薬師寺委員、安居委員、保田委員  
欠席委員 畑委員  
事務局 総合政策部（人権政策課）  
木村部長、岸本総括副部長、古川副部長、山本課長、伊藤係長、  
石松主査  
教育委員会事務局（児童生徒支援課）  
南川部長、作田理事、田中総括副部長、菊池副部長、柴原課長、  
湯浅係長、明田専門員  
傍聴者 1名

### 1 開会

事務局 ただ今より、第3回草津市隣保館等運営審議会を開催させていただきます。  
委員の皆様方には、公私ともに御多用の中、御出席いただきありがとうございます。  
本日、1名の委員から欠席の御連絡をいただいておりますこと、委員の皆様  
19名のうち、18名の御出席をいただいておりますことから、当審議会規則  
第5条第2項の規定で定めます委員の半数以上の出席をいただいております、  
当審議会が成立していることをまずもって御報告申し上げます。

また、当審議会規則第6条第1項の定めにより、当審議会は公開となっており、傍聴希望者を市のホームページで募集いたしましたが、本日、1名の傍聴希望者がいらっしゃいますことを御報告致します。

それでは、お手元の資料の次第にもとづき、会議を進めてまいりたいと思います。伊藤会長、進行の方どうぞよろしくお願い致します。

会 長 それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。

今回の審議会では、開催のお知らせなどで事務局からあらかじめ依頼があったとおり、前回の審議会にて皆様で議論し決定しました3つのテーマの内2つである、開かれた隣保館等に向けた『交流・利用の活性化』と『相談業務の強化および新たな展開』を図るうえでの具体的な取組案について皆様から積極的に御意見をいただき、そういった審議会にしたいと思っております。

### 2 議題等

#### (1) 前回の審議会での指摘事項等について

会 長 では、資料の「第3回草津市隣保館等運営審議会における議論・意見のポイント」にも留意いただき、審議していきたいと思っております。2. 議題等の「前

回の審議会での指摘事項等について」事務局から説明をお願いします。

事務局より前回の審議会での指摘事項等について資料に基づき説明。以下、審議内容。

- 会 長        それでは、様々な情報を説明していただきましたが、今の説明について、御質問や御意見はございますか。どなたからでも、積極的にお願いします。
- 委 員        説明の中で、西一会館の貸館率が一番高いというお話をいただきました。これはあくまで貸館事業だけですか。というのは、我々の場合は貸館プラス、大人の講座とかサークルなどの件数を入れてあるのか、貸館だけなのかちょっとお教え願いたい。
- 事務局        こちらの数値は、貸館の事業だけになっておりまして、各指定管理者が行う講座などの利用については、利用率に含まれていません。
- 会 長        各隣保館がどういう講座を開いて、中身とまでいなくても、講座を何回開いて、そこにたくさんの方が来ているかどうかということも、また知りたいと思います。他に御質問とか御意見ありませんか。
- 委 員        今、各館の紹介をいただいて、各隣保館の強みを教えていただいたんですけど、弱みはないのでしょうか。
- 会 長        行政は言いにくいと思うので、強みの反対というふうに読んであげるしかないと思います。だから、西一会館の貸館率が一番と御紹介ありましたけれども、ここにはどこの会館の貸館率が一番低いかは書いてないけど、上手にくみ取った方がいいかなと思います。
- 委 員        西一会館の貸館率が高いのは、駅から近いことが強みですよ。結局それは比例しているわけで、低いのは駅から遠い、交通の便が悪いところです。そういうところは、この資料からは見えてこないわけです。常盤東総合センターに来ようと思うと、バスが1日2便ほどしか走っていないんですけど、あとは車でしか来られない。そういうことを言わないと、他の委員の皆さんにわからないと思います。
- 事務局        どうしても地理的な要件というものは、当然避けて通れませんし、地理的なところを逆に活用して、利用率を高めるという術も今後考えていけたらなと思っております。そういった点も含めて御意見頂戴できればと思っております。
- 委 員        私が言いたかったことは、貸館率が高いからいいと言われるとね。やはり地域はそういった理由で、いわゆる利用を避けられるということを知ってもらわないと、貸館率だけで比較されると、つらい面があるので言わせていただきました。

会 長        それぞれの強みという表現をしていますけど、特徴みたいにとったほうがいいのかもしいですね。ほかに御質問や御意見はありませんか。

委 員        「隣保館」という施設をどこまで知っておられるか。私どもで申し上げたら橋岡会館というのは、町内また老上学区ではある程度の認知度はあるんですよ。ただし、「隣保館」ということになれば、仮に橋岡会館が80%の認知度だったものが、かなりのパーセントが減る。それを我々自身がどこまで周知していかなければいけないか、また行政の方もどこまで周知していかなければいけないかというのが一番大きなポイントだと思いますね。だからこの「隣保館」をどこまで周知をするのか、我々自身も、昔から住んでいる方も、隣保館ってなんやというのが現状でございます。

会 長        意見として取りましようか。橋岡会館っていう建物がどういうことをやっているかってことは認知が進んでいるけど、そこにおけるその隣保事業、隣保館の役割っていうことについてはそれほど認知が進んでないし、でも隣保館って言えばいいのかって話じゃないだろうってことですね。

委 員        今の議論で僕も資料を見て思ったんですが、他の自治体でも貸館の利用率が必ず提示されたりして、何かしらの理由で必要だと思いますが、大事なものは人権課題です。ここに書かれている隣保館の最大の役割であるそういう問題と、どのように関連しているのか、利用率が高いから人権課題が減ったみたいなバロメーターで見ているのであれば、意味があるのかなと思います。その辺り、何のためのデータかというところも、明確に位置付けて議論をしていくと、考えやすくなるのかなと感じました。また、橋岡会館の相談事業は画期的で、訪問型でされているということで、他の自治体ではなかなかできないことです。その事業の中で、具体的に訪問をすることによってこういうことがこういうふうに解決したみたいな、具体例を教えてください。後ほどの議論で論点があるので、教えてくださいなと思いました。それから隣保館とまちづくりセンターの違いについて資料をいただいておりますが、端的に言うと国から現在は補助金をもらわれているのかどうか、指定管理者制度を導入した隣保館なので、補助金は国から出てないのかなと思うんですけど、にもかかわらずここまでしっかり隣保事業というのをされているっていうのはすごく驚きで、評価できるところだなと思っているんですが、補助金のことも最後に教えていただきたいと思います。

会 長        一つ目に貸館事業の中身、性質の話ですね。二つ目にアウトリーチとか、訪問型相談事業のことについて、詳しく教えて欲しいということ。三つ目に補助金がどうなっているのかという話がありました。準備が必要でしたら、次の審議会の時でも結構ですので、事務局お答えをお願いします。

事務局        まず一つ目の貸館の利用率ですが、私どもが意図しておりましたのは、各団体様とか、利用者様で活動の場所を探すのに苦労されている方が非常に多いかと思います。そのような方に一つの目安として、一番駅に近い西一会館でも利用率が3割程度しかまだ利用がないということで、皆様にも十分お使

いいいただける余地がありますよということをお伝えしたいと思ひまして、例示させていただきました。二つ目については、御発言をいただきました委員にお願いできますでしょうか。3番目の補助金ですけれども、おっしゃるように指定管理の制度を導入しまして、市の職員が直接運営する形をとらなくなりましたので、その段階で補助金というものは国からはいただいております。ただ、うちのこの隣保館が平成20年前後にリニューアルをしてまだ10年そこそこの建物でございますので、これを何とか活用しなければなりませんねという思いから今に至っているところで、補助金の有無関係なしに事業を進めているところでございます。

委員 橋岡会館の場合、月曜日から金曜日、夕方の6時から8時の間に、独居老人や障害者宅を訪問しております。ただ、私は訪問していないんですけども、毎日継続しておるのが実情でございます。というのは、お年寄りには病院に行けない。こんなところが痛いといった話を聞き交流を図るという形が大半でございます。それと、会館の方にこられる方の中には、電気が付かないから、ちょっと来てくれへんか。便所の水の流れが悪いんや来てくれへんかということが頻繁にあります。これは隣保館の良さではないかなど。また、相談業務の中の一環で、そういったサービスの充実が一般の町民からでも連絡があって、相談としてくるんじゃないかなという気はします。また次回にはその相談内容、どういう内容だったり、具体的にはまた申し上げたいと思ひます。私は直接訪問していないのではっきり申し上げることはできないんですけども、ただ、弱い人のところに訪宅をさしてもらっているというのは事実でございます。時間的には6時から8時の間、大体3、4件を1名で回っています。4月からは、もう1名を予定はしております。例えば午後の時間、空いた時間に回っていただくという形は考えております。

会長 ということで早速色々な質問が出て、質問をしていただくことで中身がどうなっているのかということもわかりましたし、どういう視点で私たちは、この交流利用の活性化っていうことを考えていかななくてはいけないかということによって意見が出たと思ひます。

## (2) 「開かれた」隣保館等に向けた『交流・利用の活性化』について

会長 それでは、今はまだ説明についての御意見と御質問を聞いたので、議題として、二つ目の開かれた隣保館等に向けた交流利用の活性化っていうことについて、事務局の方から説明をお願い致します。

事務局より「開かれた」隣保館等に向けた『交流・利用の活性化』について資料に基づき説明。以下、審議内容。

会 長 交流利用というのは、誰に交流利用してもらおうのかということになって、人権の拠点と考えれば、先ほど高齢者と障害者の訪宅のことも言っておられました。なかなか公民館に行きづらい人たちに、ぜひ利用してもらおうということになるのかなと思っています。先日の議論のときに外国人支援をしようと思ったけれども、お部屋を借りることが昔は困難だったみたいな話があったと思うんですが、外国人の日本語教室とか読書教室など、そこにはまだ相談事業もあるかもしれませんが、交流利用の活性化については外国人支援をしておられる方や障害者問題に取り組んでおられる方、或いは子育て支援、子どもたちに関わることをやっておられる方からたくさんこの審議会に参加していただいているので、是非とも積極的に手を挙げて御意見いただきたいんですが、どなたかありませんか。委員さんは子育て支援をしてお聞きしているんですが、そのような視点から何かありましたら、例えば、こういう交流や利用ができるんじゃないかというアイデアなどがございましたらお願いします。

委 員 私は草津おはなし研究会というところに入っていて、市内の小学校、保育園、幼稚園、そして最近では高齢者サロンにも出向いてお話を届けています。ですから、子育てサークルに出向いてお話をするとか、高齢者にもできますし、いろんなことができると思います。それと、地域では高齢者サロンのボランティアをやっておりますので、そちらの関係のこともできると思います。その高齢者サロンでは、今9年目に入るんですけど、人気のあるイベントを残して、次の年には新しいものを入れるみたいにして、どういうイベントの参加率が高いかとかいうのを常に考えておりますので、いろいろやりたいことはあります。

会 長 もし借りられるんだったら、ぜひ利用したいかなということはありませんか。

委 員 そうですね。例えば地域の公園で毎朝、ラジオ体操のグループもやっているんですけど、新聞にラジオ体操第3というのがあるという記事を見つけて、是非やってみたいなということで、龍谷大学のスポーツ関係の先生にメールで連絡させてもらったんです。そしたら、第3はすごく若者用になっていて激しいという話でしたので、別にもっと高齢者にも、幼い子でもできる体操を見つけたから、それを普及したいと思っていたところだと。本来であれば喜んで行かせたらいいんですけど、コロナで今はできないので、収まったらまた連絡して欲しいというようなことを言われていまして、ぜひやりたいなと思っています。だからそれをどこでやるかとか、どういう形でやるかとかはまだ決まってないんですけど、例えば広い場所があるんだったら、大人数でやれるし、狭い室内だったら、ある程度人数で限ってできるしといろいろ考えています。あとその高齢者サークルは今年3月で代表を50代の方に譲ったんですけど、その50代の方がやりたいことっていうのが、高齢者サークルだから高齢者だけということではなくて、小さいお子さんを持っているお母さんと高齢者との関わりの活動を年に1回でもいいから入れたら、お母さ

んたちはこういう高齢者サロンを地域でやっているってことを知らない方が多いだろうから、宣伝にもなるし、私もボランティアで入ってみようかなあとか、認知されるようになってくるんじゃないかということをおっしゃっています。

会 長 やりたいことがいっぱいあってその仲間をどうやって増やしていくかっていうこともありますよね。ありがとうございます。

委 員 ここも使ってやれることがあれば、ぜひやらせていただきたいです。

会 長 はい、ありがとうございます。子どもたちの文化の向上という表現はおこがましいかも知れませんが、隣保館においては教育文化の向上というのも一つの目標なので、そういうことで、絵本の読み聞かせをみんなでやっていく、或いはお母さん方にそういう勉強もしてもらおうというのも大事なかなと思います。他にこんなことも、やっているしこんなこともできるんじゃないかという意見はございますか。

委 員 サロンの利用率の向上ということで、橋岡の場合は、サロンのところでおいでやすサロンといいまして、11時から12時まで三味線や民謡、手品といったイベントを講師の方を呼んで、一般の方にも来ていただいて、ショーを見ていただけるということをしております。ただ、来ていただいた方には必ず隣保館とは何かという説明をさせてもらっています。それと次の回にはこういった催しがありますよっていうのを案内告知のチラシを必ずお渡しをさせてもらっています。ということで、貸し館ではないんですけど橋岡会館での取組みを皆さんにお伝え致します。

会 長 今回の資料については、事務局の方が実際にやろうとしているものが描かれているのか。アイデアとして書いておられるのかわからないですけど、その取り組み案の中に、隣保館等のイベントの共催等で、夏祭りや国際交流啓発ブースといった記載があり、枚方市の場合は多文化交流祭みたいなものがあるんですけども、この資料は、既にやっているものではなくて、やってみてはどうかということですか。

事務局 取り組み案としてこういったことができるのではないかと書いた事業例を書かせていただいております。

会 長 学識経験者の先生たちは何か御意見ございますか。

委 員 意見なんですけど、他の委員もおっしゃっていましたが、要は利用者が増えたらいいという話ではないと思います。つまり隣保館の役割っていうのは福祉の向上であったり、また人権啓発の拠点であったり、目的はやはり人権の実現といいますか、利用者が増えたら、イコール人権が実現されたかっていうとそれはそうではない話ですから、目的はきっちり押さえておく必要があるのかなと思います。それが今日出してもらった資料にもきっちり書かれています。また、御説明の中では、たくさんの方に来てもらって利用してもらったらいいなというそれはもちろん喜ばしいことではあるんですけども、そこは目的ではないんだろうなとは思っています。館を利用する人達や

いろいろな団体が、人権の実現のためにどんな活動をしたいのか、やることによって先ほどの子どもの人権などの目的意識をもって活用したいとか、館の目的に照らし合わせるとそれが適切な利用の仕方といいますか、それがないと、ただ利用すればいいとか、ただ来てもらって交流すればいいというのはちょっと違うんじゃないかなと思います。先ほど他の委員の方からお話ありましたけど、この場所ってどういう場所なのかっていうことをきちんと利用される方に説明をして、何のためにこの館があって、やっているのかということを知っていきつつこと自体が人権啓発に繋がるわけで、そういう取り組みをこの交流の活性化の前提で、目的意識としてしっかり共通認識しておく必要があるんじゃないかなというのは思ったところです。ですので、その次に貸館の利用率向上とかイベントの共催による拡充など全ての前提としては人権の実現のため、或いは今地域で人権が侵害された状況や保障されてない状況があるんだったらそれを解決するための何らかの取り組みを、隣保館を拠点にやっていくっていうことを外してはいけないんじゃないかということを知って今この議論で思った次第です。

会 長           重要な御指摘だったかと思います。ありがとうございます。

委 員           いただいた資料は、隣保館と隣保事業について表にさせていただいて、非常にわかりやすくありがたかったですけど、もともと戦前はセツルメントとして民間で基督教の宣教者などが中心となり、行われてきました。戦後、解放同盟の全国委員会が運動をやって、厚生省が1953年に隣保館の建設補助という形で予算を組んで、同和行政については、この隣保事業を一般施策として、作り上げていくことになった。ただそれが大きな流れで同対審答申それから特別措置法ですかね、その流れから、これ社会福祉法ですけども隣保館設置運営要綱の中に、同和問題の解決に資すると明確に書いてあるんですね。そこで隣保館は同和行政の拠点という形になったわけですね。ところが2002年3月末でこれは終了しますよね。でも、大阪なんか見ているともう同和問題は終わったんだと、人権一般で人権を尊重しましょうみたいな動きがあって、同時に部落差別の現実を全く消してしまうような動きが、当時の大阪なんか見ているとそういう現状があるわけです。草津市が素晴らしいと思っているのは、指定管理事業でありますけれども、しかしこの現実にある隣保館をさらに活性化しようというのを行政一丸となってね、問題提起されているわけです。同和問題は当事者がどういう求めをするのか、これを本当にしっかり受けとめないといけないわけです。そういう当事者の固有の問題があるわけで、これを広く市民全体が認識をして、こういう施設があるわけですから、お互いにこの施設を使いあって、お互いに理解し合い差別をなくそう、人権を尊重しよう、そういうことを共有しようということを知ってどう考えたらいいのかっていうのがこの問題のポイントだと僕は思っています。だから、交流・利用の活性化が問題になっていますけども、要するに開かれたということは、隣保館設置運営要綱の2002年以降のポイント

になっていて、開かれたという意味は決して、固有の差別とか人権問題を全く消してしまうというのとは全く違う話だということを理解した上で議論しなくてはならない。今日のお話で、隣保館とは何ですかという初めの質問がありましたので、もともと隣保館という制度を活用して、同和行政に入っていく、それが終わったからといって差別の現実があるから、名前を隣保館と呼ぶ必要もないし、中身が問題なんです。だから始めの方で委員がおっしゃった問題について、私もちょっと申し上げました。

委員 ということなのですが、開かれた隣保館っていうことは、別にみんなに公民館みたいな、はいどうぞ誰でも利用してくださいって言うんじゃないくて、今3人がたまたま同じことを言ったと思うんですけど、人権の視点というか、何のための施設かって言ったら、人権を確立させるために作られた施設だっていうことを踏み外さない形で、交流利用の促進っていうのをやっていかないと、みんなで利用して、みんなでこれからの人権のまちづくり考えましようと言っても、外から来てくれないことには説得ができませんよね。だから、外の人にも来て欲しい。でももちろん誰でもが来て欲しいということではなくて、わかった上で来て欲しいと。または、来てもらってから話を聞いてわかって帰って欲しい、どちらでもいいと思います。

委員 開かれた隣保館ということを目指しながらも、そこまで行き着かない、お互いの開かれた心がないのかなと実感するんですけども、すごく魅力的な隣保館で、今お話を聞かせてもらって、これを有効に使うことって本当に大事なことだなと改めて思ったんですが、例えば、この魅力を皆さんに発信するのにどういう手段があるかっていうことを考えたときに、今、草津市が健康都市を目指しているので、この各隣保館に健康づくりでまちづくりみたいなテーマで皆さんに広く寄っていただいて、そういう仲間づくりをしていく中で、隣保館とは、人権の大切さとか、仲間づくりってこんなに楽しいものなんだとか、そういう心を開くような考え方の中で、利用者をつないでいかないと、何か来てもらったらいいということになればですね、おっしゃっておられたように、貸し館業務だけが先行してしまって、本当に人権の拠点として、また地域福祉の拠点としての大事なことが見過ごされてしまうのではないかなと感じさせていただいたところです。ただ一番大変なのは、地域性がそれぞれ違うので、統一したことはできないと思うんですけども、隣保館を今運営されている皆様方が、地域に発信できるようなテーマとか事業というか、例えば、今の保護者様は、いろいろな行き場を探しておられる方が多いと思いますので、そういう子育て支援のグループを集めて、ここをぜひ使ってくださいとか、そういう仲間づくりの中でみんながまとまれるような、そこが入口となって、ここに来てよかったねと言っただけのようなものにしていくべきかなと思います。あと、まちづくりって言われますと、協働のまちづくりと隣保館のまちづくりと別のように聞こえてくるんですけども、決して別々のものではないと思うんです。結局、地域のまちづ

くり協議会も地域の課題が解決されない限り、良いまちは作っていけないと思います。そういう中で、今一番大事な命の大切さなどを推進していくためにこの素晴らしい会館があるので、各まちづくりセンターとどれくらいの連携をされているのかなっていうのが私は見えないんですけども。あと、地域福祉という観点からすれば、各地域に民生委員さん方がおられて、相談業務の主役になってくださっていると思うんですけど、民生委員さんとの連携も隣保館とどういう繋がりを持っているのかなと思います。また、社会福祉協議会という地域福祉を担っているところがあるので、そこでの連携もどうなっているのかなといった点も教えてもらえたらと思うんですけども、各会館の魅力を発信する手法を考えることから、活性化に繋げていくべきかなと感じさせてもらいました。あと、相談業務の強化っていうのは一番大事なことです。地域の隣保館だけじゃなくて、協働のまちづくりにおける課題っていうのは、全然別個のものではないと思っておりますので、そういうまちづくり協議会とも連携も含めて、考えていくべきかなと思いました。

会 長 相談業務の話はこの後に人権擁護委員さんもいらっしゃるので、そこでお話してもらおうと思うんですが、おっしゃっていただいた隣保館同士の連携や社会福祉協議会と隣保館の指定管理者さんとの関係性やその地域住民として、同和地区という存在とその周辺の方々と、当然一つのまちを作っているわけですから、どのように連携しているのかがまだ見えない。それから私は社会教育をやっている人間なので、その隣保館が何らかの人権の課題をやったときに、そのイベントを1回やって終わりではなくて、例えば子育て支援を考えようみたいな連続講座をやって、今の子どもたちがSNSやゲーム機ばかり触っていて、絵本を読む人がどんどん減っていて、絵本っていうのは、子どもの情緒の問題もあるし、学力向上ということにも直結する大事なツールなので、絵本大事ですよといった講座があった後に、どうやって本の読み聞かせをしますかという話で、隣保館の中でその地域の課題や文化向上に関するイベントをやった後に、そこに集まった人を子育てサークルとして活動できるように支援するということが必要です。社会教育はそれを非常に一生懸命やってきて、要するに講座をやった後にたまたま集まった人たちに、子育てサークルなどをあと1回2回勉強会やってみませんかといった声をかけて、やってみますという人がいたら貸館として使えますよと誘導するのが社会教育の醍醐味だったんです。ですからこの交流の活性化についても①と②が、別個のものではなくて、①と②の貸館の利用率の向上ということと、隣保館自身がやっている事業をどのように連携させて、そこに来てくれた人に長く、この場所を利用してもらうようなサークルに育ててもらわかっていうことも、職員の人にノウハウを得てもらわなければいけないんですけど、私の知っている社会教育の現場では、不登校の子どもとか、ひきこもりの人とか、ダルクと言われている薬物依存症の若者たちが集って、何とか自分たちのその状況を改善したいと思って、そういう人たちの相談を受けて、その

相談を受けることで、何人か同じような悩みを抱えている人たちがたまたま隣保館に集まっていると、実は同じ悩み持っている人たちがここにも2、3人いるんだけど、みんなでピアグループと表現しますけど、みんな集まってどうしたらいいか考える集まりをしてみませんかということを後押ししながら、交流やサークル活動をやっていくような時代かなと思って聞いていました。

委員 具体的な事業を御紹介するような形でお話できたらと思っています。先ほどの貸館の利用率に関しても、市民の目があって、その稼働率はどうなっているのかという見方をするのもかもしれないので、市としては利用率向上への対応を考えられているのかなと思っておりまして、他の自治体でもそのような流れがすごく強くなって、運営がしんどくなって、施設の維持ができないような状況になったところもあったので、そういう事情はあるのかなと思ったんですけど、原点は人権というところとの関わりで、僕は隣保事業で一番大事だと考えてきたのが、社会調査及び研究事業です。2002年以降、何が同和問題でどういうことを解決していかないといけないのかをできる範囲で明らかにしていかないと、隣保館の固有性が証明できないと考えていて、そういう役割と、もう一方はちょっと広げて、例えば困窮者自立支援法ができたからそこと連携しながらやっていくというこの二本立てで市民に説明していかないと、もっと自分たちの家の近くに建ててほしいとかそういう発想になってしまうと思います。そのあたりを分けて考えるのが、先ほどの他の委員もおっしゃったように、固有のまちづくりとして何をするのかという考え方と、市全体として隣保館をどう生かしていくかの二本で考えないと混乱するのかなと考えております。あと、できたら指定管理者でやられている1年間の実績報告資料も共有いただけたら、具体的にどういうことをされているのかがわかると思うので、今後のために事務局の方で集めてもらって、共有していただきたいと思いました。また、先ほどの会長の話と繋がると思っているんですけど、例えば僕が見ている京都市では、同和地区に対して理解を示している市民活動支援センターの指定管理者が、例えば文化芸術がすごく得意な団体であれば盆踊り大会を取り入れて、若い子たちや外国人の方に来てもらっていて、もちろん周辺の地域の人たちも来てもらったり、或いは地区の人も、顔を出せなかった高齢者のおばちゃんが顔を出してくれたりとか、そういうことで交流が進んで、住んでいる人の約4倍の200名の地区人口に対して800人を超える参加が得られているお祭りをやっていて、そういうことは凄く大事だなと思っていますし、会長の話と繋がるって言ったのは何かというと、さらにその人達が市民活動支援センターを使っているとか、或いは使うようになっていろいろな文化芸術の団体がたくさん入ってくれたりとか、都市型の同和地区に共同浴場があるんですけども、帰りにそこを利用するようになったりとか、そういう繋がりができたりすることがあって、また、同じ京都市ですけど、別の地域で先ほどおっしゃった龍谷大学と

連携している指定管理者の例ですけれども、その指定管理者は公募する形で、市民団体が何かこういう得意なことをしてないですかと市民団体に投げかけて、例えば高齢者支援を得意としている団体と一緒に高齢者のための事業をやっていくというのであって、その地域内外の高齢者が非常にたくさん参加するイベントができるようになった。ポイントは、やっていく中で自分たちが主催できるように支援をして、だんだんその地域外の人だけじゃなくて地域内の人も主体になって自分たちでこういうことをやりたい、こういうイベントやりたいってことで企画までできるようになったという例もあるので、どんどん地域の方にやってもらうというのを市民団体や学生団体と連携して、子ども会や学習会に近いことをやっていたりする団体もあるので、市民団体にも声をかけてもらうっていうことがあるかなと思うので、そうしていくとその次の市民団体の繋がりからまた参加者が増える。媒介者みたいな言い方しますが、隣保館が発信して直接届けるだけじゃなくて、隣保館と繋がっている市民団体からも広報してもらったり、或いはそういう若者の盆踊りだったら踊り子からネットでいろんな情報をアップして、たくさん若者が踊りに来たりという実態があるので、参考になるかなと思いましたので共有させていただこうと思って準備してきました。以上です。

会 長      一つはそれぞれの隣保会館が指定管理者として、こんなことをやっていますという報告がすでにまとまっているものがあるならば、それをぜひ見せて欲しいというお願いと、一つのことをやったその先をまた手をかけていくってことがポイントの広報の拡充って書いてありますが、いろんな形で広報を一生懸命やっているけれど、なかなか隣保館に人が来ないってことじゃなくて、言ってしまえば口コミでどう広げていくかという、その時に市民団体や高齢者団体、子育て支援団体などにターゲットを絞った人達に来てもらって、またそのターゲットを絞った人達のネットワークの中で、ここを利用してくれないかみたいな形で広報する方がいいんじゃないかと。

委 員      私は結婚して滋賀県に参りましたので、地域にもともといたという立場ではないんですけれど、こういう新しい土地に来た人の目線からお話させていただきたいと思います。私も引っ越してきた時は自分の仲のいい友達とか、そういった知り合いもない状態で、そこから子育てが始まって、少しずつその近所の人と仲良くなって、だんだん子どもが保育園に行ったらママ友ができてという流れで知り合いが増えていきました。来たときに、地域のことを知りたいという気持ちもありましたし、もっと地域の人とも交流したいなっていう気持ちはあるんですけれど、なかなかそういうきっかけがなかったので、その地域のことを知ることができなかつたりとか、人と交流したり、いろいろグループを作ってサークルをしようとかいう話もすぐにはできなかったです。せっかくこういうすぐすてきな会館があって、新しい人と新しい家が増えている地域もあるとお聞きしたので、会館の中できっかけがあれば、何か始めたいなっていう人とか、どういうサークルがあるかなとか、そ

ういうきっかけとして、この各会館のこれまでの歴史のこととか目的などを教えてくれる説明会のようなものと、この会館をどのように使っていますよとか、こういう目的でこんなふうは何回か集まっていますよとか、その活動している人の声を聞く機会とかもあればいいなと思いました。新しい人とか、すでに地域にいてなにか始めたいなっている人、その会館を使いたいなっている人たちに今後使ってもらうための説明会のようなきっかけがあればいいなと思いました。

会 長      もともと住んでいる人と新しく来られた人と、混ざって住んでおられる地域もあるらしいから、そういうところのやり方についての御提案だと受けとめておきます。

委 員      事務局の方に教えて欲しいんですけど、草津市立隣保館条例の中で指定管理者による管理っていう四条ともう一つは隣保館等運営審議会っていうのが六条かな。指定管理者の管理というのが、三条の事業を含めて、いろいろな事業をするんですけど、審議会については当事者がどこまでこの審議会にかかわっているのか。それから利用者の声が、どのように反映されているのか。教えていただけますか。

事務局      条例の中にある指定管理に委託することができるということ、審議会の設置で、それがどう実際の現場とか利用される方の意見を反映しているかということですが、この審議会の構成メンバーの決まりを規則で定めておまして、その中に草津市同和事業促進協議会という組織からの人選を5名含める形になっております。この草津市同和事業促進協議会と申しますのは、同和事業を実施していた当時に地域改良等を進める際に、なかなか行政だけの力では難しいというような事業について、草津市とともに地元の方のお力も借りて、両輪で事業を進めていきたいと思いますという同和対策事業を進めた際のパートナーがこの草津市同和事業促進協議会でございまして、その構成員の中から委員を選任することで、地域の方の意見は反映できるものと考えております。また、一般の利用者の方からの意見でございしますが、各種団体様から代表を選んでいただき御推薦いただきまして参加していることと、あと公募によって、御自身の判断で審議会に御参画いただいている方で反映をいたしているものと認識しております。前回の答申の際に指定管理制度に委託期間を経て移行することと、指定管理の受託の相手方につきましては、地元精通して、かつ、会館の事務運営に長けている団体ということで、地域の代表からなる現NPOによる運営が望ましく、当面の間は非公募という形で答申をいただいておりますので、それに則りまして現在、非公募でお願いしているところでございます。

委 員      先ほどからいろいろとお話がある中で、私が当事者の1人として、お話をさせていただきたいと思っていますのは、まず、まちづくり協議会さんと隣保館との交流の部分ですけど、常盤東総合センターではまちづくり協議会さんの人権に関わる事業については共催でさせていただいています。それから、

地元の夏祭りは、学区のまちづくり協議会さんも含めて、学区住民の皆さんに案内をさせていただいて、交流させていただいて、大変たくさんの方に来ていただいているというのが現状です。ただ、講座とかサークルの利用となってくると、先ほど他の委員にも言ってもらいましたけれども、前提に同和問題の解決、人権問題の解決という部分がありますので、利用していただいた方については、年度当初に人権講座、この地域の成り立ちなり歴史なりのお話を聞いていただきます。それから、人権講座には必ず参加していただきますよと敷居が高い部分があって、そういう部分から先ほども安井さんに言っていただいたように、新しい入居者にもこの地域はこういうことをやりますが、こういうことをやっている地域なんですよ。だからこのセンターではこういう事業をやりますよとお話をさせてもらって、ぜひ参加してくださいとお話させてもらうんですけども、人権というと敷居が高いとか、難しく考えられる部分がありまして、なかなか参加してもらえないという現状があります。ただそういった部分と利用拡大に向けては難しい、敷居が高いといった部分を取っていくような仕掛けをしていかないと事業拡大に繋がらないのかなと私の想いとしてお話させてもらいました。

### (3) 「開かれた」隣保館等に向けた『相談事業の強化および新たな展開』について

会 長 いろいろな事例を知っている方から具体的に敷居が低くなる仕掛けについては、個々の現場に即した話をしないと難しいかなと思って聞いていました。それと、社会調査をやらなきゃいけないんじゃないかという話は、それぞれの地元の代表や指定管理者の方達が揃んでいるデータを示していただければと思います。ということで、次の議題に行かせてもらってよろしいでしょうか。相談事業の強化や新たな展開についてということで、事務局から説明してください。

事務局より「開かれた」隣保館等に向けた『相談事業の強化および新たな展開』について資料に基づき説明。以下、審議内容。

会 長 そうしましたら、相談事業の強化および新たな展開について、御質問や御意見ありますでしょうか。こっちから言ってしまって申し訳ないですが、時間があまりないので、委員は人権擁護相談をされていると聞いたので、どういふふうに関係業務をされているか教えていただけたらと思います。

委 員 私自身は相談業務自体はやっていませんが、滋賀県の人権に関わる施策や京都市、舞鶴、東近江といったところに関わっています。滋賀県でも地域によって非常に状況が違って、非常に多岐にわたる人権問題があります。私は先ほどのところはまだ発言できてないんですが、委員の方が言われたよう

に各地域の会館で持っている問題というか、どういう成り立ちでどういうことが大事なのかっていうのをちゃんと踏みしめる必要があるんじゃないかなと思いました。この相談業務のところも相談内容が多様化してきています。例えば京都では、最近ヤングケアラーの問題が非常に大きくなっています。LGBTの問題も大きくなってきているということで、そういう業務も増えているんですけども、どういう連携を、或いは県、市からそれぞれの隣保館の持っている相談体制のチームワークをどう繋いでいくかということが一つの大きな課題になってきているのではないかと思います。もちろんいきなり連携ということではないと思うんですけど、NPOの方々との連携も含めて、構築していくということを絶えず頭に入れながらやっていくことが非常に重要かと思っています。もう一つ、私は大学人といっても、もうリタイアしてしまったんですが、草津市は立命館大学、龍谷大学の大人数の学生がお世話になっています。今はコロナの問題があって、学生が積極的に地域の方と協力っていうのができにくい状況です。ただこの状況もおそらく、近いうちに変ってくるだろうと。それから少し遅れて外国の方もいよいよやってくるのではないかと思います。これもまだ確定的なことは言えないですけども、アジアのあたりからどんどん受け入れて、やがては技能実習にかわる特定技能という方も、特に滋賀県は増えてくるのではないかと思います。そういうことも含めて、そういう人たちをどう迎えていくかという問題もそれぞれのパートが連携していかないとできない問題ではないかと思います。

会 長 先ほど委員から訪問の相談の話をいただいて、アウトリーチって表現がありますけど、夕方に訪問して、「どうですか？」といったような見守り活動かなと思って聞いていたんですけど。日常的に接する中で、困ったことを引き出していくっていうことをなさっていると思って、それが同和地区だけじゃなくて、そこら中にあつたら、ひとりぼっちで死んでいく高齢者が減っていくんじゃないかなと思います。すばらしい実践をなさっているなど思っているんで、それをぜひ広げる方向で考えるというのも一つだし、相談事業はたらい回しが一番まずいので、ネットワークってことが書いてあると思うんですけども。他に御質問や御意見はありますでしょうか。

委 員 私は約20年人権センターで特設人権相談をやっているんですけど、最近人権相談が少ないんです。それから人権相談といっても法律相談と不可分に結びついている。弁護士にとって一番しんどい相談は先ほどおっしゃったように生活相談です。生活相談というと総合性がある。保険の問題とか、住宅の問題とか、家族の関係をどう調整したりなど、これが一番しんどくて、総合的な問題であって、かつ解決にも結びつけなければいけない。総合的かつ解決型でどうやるかというのが一番重要だけど、それを先ほどの訪問相談では、ずっとされているんです。弁護士も最近はアウトリーチといって、ビジネスで待っているのでは駄目だと。どんどん地域に入りなさいということで出張相談をどんどんやりだしているわけです。そういう意味で、法律相談と

か人権相談のあるべき基本は、生活相談で、これがワンストップ型に解決できるような体制が行政できているのか、繋がっているのか、行政が縦型ではなく横型で、常にワンストップ型で機能できるのか。同時に、その相談員や他の団体と連携しながら本来一番いいわけですが。質問としては、この人権相談で行政がどういう相談の窓口を持っているのか、どういうところでどういうふうに関係しているのか、つなげようとしているのか。その中に、人権センターがありますよね。そことどう関係しているのか。特に人権擁護委員さんがおられるわけだから、その関係がどうなっているかをお尋ねします。

事務局 生活相談のワンストップの相談窓口につきましては、草津市ではくらしのサポートセンターという機構を設けて、まずはそこで相談をいただいた後、市役所もしくは外部の適正な部署におつなぎし、後にケース会議等でその相談者の解決を図っていくという体制を整えております。ただ、市役所に今1ヶ所という形になりますので、もし今隣保館の方でも、従前からいろんな生活相談を受けていただいていると思いますし、経験的にこういう困りごとはここに繋いだら解決するというスキルを十分蓄えられておりますので、こういったお力を困られている方に御教示いただければなという思いでございます。

委員 私は人権擁護委員で、直接皆さんからの相談に乗っている会議の代表をしておりますけれども、私の方は法務局がベースになっておりまして、人権センターで相談を受けた場合、その方との話だけで解決できる場合と、調査して救済しなくてはならない場合とがありまして、そういうときは法務局に直接調査を依頼して、その方を救済する。事例によっては、弁護士さんに相談に乗ってもらうような形をとっております。私も県の方で他の委員と一緒に人権に関する県民調査のアンケートにかかわらせていただいて、この度、令和3年度の調査結果がまとまりました。相談のことにしましては、平成23年度と平成28年度と令和3年、5年ずつなんですけれども、あなたが差別を受けたとか、友達から差別を相談をされたときにどうされましたかという項目がありまして、10年前はそのまま置いといたというのが多かったんですけれども、10年後の令和3年の結果では、誰かに相談した、相談する場所があったという回答が倍の結果になって、それはいろんな場所が増えたからなのか、或いはそれぞれがこんなときは、黙ってはいけいないんだと思われたのかわからないけど、そういう結果が出ていましたので、御報告させていただきます。相談業務は凄く大事だなということを思っています。

会長 相談をするようになったってことですね。前は相談してって声をかけてもすごく少なかったけど、相談する人が増えてきている。それはインターネット、SNSの普及があって、若い人は相談しやすいですね。

委員 事件に流されるみたいなこともありまして、例えば子どものいじめで自殺したなんてことがありましたら、子ども110番に親が心配してかけてきて

相談に乗ってほしいというのがあります。

会 長 委員、相談業務についていかがですか。

委 員 少し論点変えて2点だけ申し上げられたらと思っています。まず一つは相談体制がどこまでできているのか、例えば人が足りていない中でこういうことをするとか、潤沢だからこういうことができているみたいな、そういうことを前提として共有したほうがいいと思っています。そういう情報もすでにある情報でいいので、事務局の方から共有していただけたらいいかなと思いました。二つ目が、あえてこういう言い方すると、間接的にどういうふうに相談を増やしていくかみたいな発想なんですけども、僕が見てきた中では、例えばまちづくり協議会がやるようなまちカフェみたいなものを隣保館と一緒に運営する。そういうところで人的な繋がりとか或いはそこでどういうことで困っているかっていうニーズを掴んでいくという活動しているところがあったり、草津市の場合は指定管理者の方が当事者も含めた団体でもあるので、自治体の職員が入るみたいな発想はあんまり使えないかもしれないんですけど、そういうイベントのところに入ってお話を聞くとか、よくあるのが子ども食堂を通じて、そこで高齢者から子どもまで参加するからそこにお話に行ってニーズを掴んだりとか、相談につなげていくみたいなことがあるので、僕は今間接的って申し上げたのはそのようなことなので、そういう点でもいろいろ検討できたらいいかなと思いました。以上です。

会 長 間接的な相談事業ですね。相談しに行くぞという相談事業じゃなくて、居場所があるから行ってみようと、子ども食堂やっているし手伝いに行こうとか、食べに行こうとか、まちカフェがあるから行ってみようと、かっていうところで、今コロナ禍だからなかなか難しいですけど、そこでおしゃべりすることで拾っていくという、それが間接的相談事業というんですか。居場所事業はもっとやったらいいかなと思いますね。

委 員 最初のころに委員もおっしゃったんですが、この会議は隣保館を運営審議会という重要な会議ですが、いろんな比較の問題でまちづくりセンターの話も出てきます。まちづくりセンターのことを言うと、ここは隣保館のことをお話する場やから言っては駄目なのかなといつも思いながら、関連するので、私のお願いで話すんですけど。私は民生委員をさせてもらっていて、直接いろんな相談が来ることもありますが、皆さんから見た隣保館とまちづくりセンターを見たときによく耳にするんですけど、私は常盤ですので、常盤東総合センターでこんなことあるし行こうかという話をすると、それってどこにあるの、常盤にあるんよ、常盤のどこにあるのと大抵の人はそういう質問がまずきます。地元でさえそんな感じす。多くの人は、みんな同じ感覚だと思います。別にそれはそれでいいと思いますが、委員がおっしゃったお話の中に、訪問されたときに電球が切れたわ、できへんわとか、ちょっとしたことで困ってはる人には、手を差し伸べるのはすごく素晴らしいことやし大事なことだと思うんです。常盤の場合、まちづくりセンターから民生委員

に電話がかかってくる。どんなことやってびっくりしますが、税金の紙が来たけどこんなどうするのか。家でしゃべれば済むような話でも、ちょっとしたことでも昼間に家に1人だと不安になるから、昔の公民館っていう感覚があるから公民館に行ったら何でも解決すると思っている高齢者の人が多いのが現実です。そういう中で、その相談事業が人権センターもあるし次の何日の何曜日は弁護士さんが来てとか全部広報に載っています。だからまあそれ見ればわかるんですけども、そういう難しいことじゃなくて、困った人はどこに行き、何を言っているかわからないから、公民館に行ったらどうかしてくれるという感覚を多分多くの住民の方が持っていると思うので、前もこの会議で言ったと思うんですけども、そういう解決の相談の窓口を各14学区のまちづくりセンターに月1回、何でも相談できるコーナーを設置して欲しいなど。隣保館の話をしていくと同時に、実現しないかなと思ってこの会議に臨んできています。そこで出張してきて人権だけでなく、いろいろな相談があるかもしれないから予約制になるかもしれないんですけど、月に1回そういう日を、まちづくりセンターは協働のまちづくりが目的だけど、人づくりも大事やし、そういう場所を同時に設けてもらって、そしてまた隣保館の方でも連携ができないかなと思います。それともう一つ、この今日の資料で思ったのは、こういう公的なところは、土曜日祝日は休みです。それは、当たり前だから仕方ないと思うんですけど、特にまちづくりセンターとか隣保館は、職員さん大変やから、こんなこと言うと怒られますけれども、必要で認められれば、日曜日でも開館できるという、やわらかいシステムにこの審議会ですら話をする中で、そういうふうには持っていけないかなと。ただ、利用率が低いという話が出ていますけれども、交通が不便なところは、どうしても低くなりますし、隣保館とまちづくりセンターだけじゃなくて、常盤の場合、隣保館があつて、常盤まちづくりセンターがあるけど、例えば笠縫東まちづくりセンターも、同じエリアでそういう他のもっと離れたところも含めて、まめバスが今出ていますけれども、その隣保館のある位置が全部住宅街の中に建っています。ですから、どこにあるか知らない人が多いのと、車で乗りつけるといっても知らないのと、大きい駐車場があるわけがないから、ぱっと行きにくいという点もあるのでその辺も、今後考慮しながら、隣保館の審議会ですが、まちづくりセンターとの連携についても一緒に検討していただけたらうれしいかなと思います。

会 長 まちづくりセンターを話し合うところじゃないけど、隣保館とまちづくりセンターがどう何を連携できるかっていうことについては話し合えると思います。ありがとうございます。そうしましたら、4時になってしまったので、相変わらずのオープンエンドで何もまとめるということがないんですけども、また事務局がかなりきちんとした会議録を作ってくださいと思いますので、今日のいろいろな議論を踏まえて、次の回もほぼ同じテーマでお話をしますが事務局それでよろしいですよ。

事務局 この議論のポイント1、2のお話の要点を整理させていただいた上で、議論をさせていただきたいのが4回目の前半考えておりました、進捗にもよるんですけども、もし時間に余裕があるようでしたら4回目の後半部分につきましては、議論のポイントの3の教育のところについて、今日みたいな意見交換ができればなと考えております。

会長 はい。それでは今日もまた相変わらず言いつぱなしみたいなのところはあると思いますが、大事なことが割と確認できているかなと思いますので、隣保館とまちづくりセンターは別の施設であって、だけど、相互に尊重してやるべきことがあって、連携もしなきゃいけないし、だけど活性化、交流化っていうのはただ貸館すればいいって話じゃないっていうのがすごく強調されて、皆さんの確認になったと思います。ただ、一方で活性化、交流化っていうことがあそこ何してんねんっていうので忌避されるというのも一つの部落問題だと思いますので、あそこ行ったら楽しいでっていう交流がどんどん進めるような方向で考えていかなきゃいけないかなと思っています。そうしましたら、中途半端になりましたけど今回の第3回目の会議について私の方は閉じさせていただきます。事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。今日の皆さんからいただいた意見であるとか御指摘をしっかりと議事録に起こしながら、精査して要点をまとめて、次回の会議により深い議論ができればと考えております。次回また御案内等をさせていただいて、5月の下旬ぐらいに審議会を開催させていただきたく考えておりました、候補の日程を何日か絞らせていただいて御案内をお送りさせていただきますので、その中で皆様の御回答を踏まえまして参加者が一番多く確保できる日時とさせていただければと思いますのでよろしくお願ひします。あと前後して申しわけございませんが、今日欠席の委員様からですね、この議論のポイント1及び2につきまして、御意見等をいただいておりますので御披露させていただきます。皆様に御認識いただくとともに事務局としましては、この欠席者の意見も踏まえながら次回の審議会臨みたいと思いますので申しあげます。まず、利用率の向上、交流の活性化につきましては取り組み案としては、子ども食堂を開設してはどうかという御意見をいただいております。先ほども子ども食堂というお話が出たと思うんですけども欠席されておられます委員様におかれましてはそのようなお考えをお示しくださいましたので、ポイントとして書かせていただいているところです。また、これも話が出たんですけども、開かれた隣保館ということなので、開いていくこと、これは何でもかんでもということではなく、隣保館の趣旨目的が薄れてしまうことなく、やっていくっていうところが重要だなどお書きいただいております。また、相談業務における取り組み案としましては、事務局の案で書かせていただいておりますワンストップ相談窓口サービスの実施はどうかというのを1例で書かせていただいていたんですけども、そこに触れてくださっていらして、職員のスキルアップの重要性について書いて

くださっています。それとともにどうしても限界がある部分があるので、ワ  
ンストップのサービスというのも理想だと思うんですけども、さらなる連  
携先まで丁寧につないでいくことによって、安心感に繋がると思いますとい  
うところをお書きくださっています。とりあえず、そこに行けば最終目的地  
たどりつけるといった安心感を提供していくことが重要かと御提案くださ  
っております。以上になります。長時間皆さん、ありがとうございました。  
また次回も活発な御意見をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお  
願いします。ありがとうございました。